

足立区後援名義使用に係る承認要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各種団体等から足立区政の振興、スポーツ・文化芸術活動の発展に寄与する事業の実施に際し、足立区後援の名義使用申請がなされた場合の承認基準を定め、申請手続に係る事務の統一を図ることを目的とする。

(承認基準)

第2条 名義使用は、次の各号のいずれにも該当するものについて承認する。

- (1) 各種団体が主催する事業の主旨が、区の運営方針に反しないものであること。
- (2) 事業目的が足立区の教育、学術、体育、福祉、文化及び芸能の普及発展に寄与するもので、公益性が極めて高いものであること。
- (3) 当該事業が営利又は政治的若しくは宗教的活動を目的とするものでないこと。
- (4) 当該事業が、法令等の規程に反しない又はそのおそれがないものであること。
- (5) 開催、開設の会場等が公衆衛生及び災害防止に十分な措置がなされているものであること。
- (6) 事業計画、運営、指導等において、主として自主活動によって行うものであること。
- (7) 当該事業の運営に要する経費を超えて、多額な費用を参加者に求めないものであること。

(各種団体)

第3条 この要綱に定める「各種団体」とは、おおむね次の要件を満たしているものをいう。

- (1) 代表者が明確で、事業関係者がその責任を果たし得るものであること。
- (2) 会則又はこれに類するものを有すること。
- (3) 自己財源及び経理機構を有すること。
- (4) 政治的若しくは宗教的活動を行う団体又は当該団体と関連する団体でないと認められること。
- (5) 目的が、区政運営方針に反しないこと。

(申請手続)

第4条 名義使用を受けようとする団体等は、申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し区長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 前号に掲げる書類のほか、区長が指示するもの

(後援の決定)

第5条 区長は前条の規定による申請を受理し、行事内容、効果等を審査し、これを適切と認めたときは、承認書（様式第3号）により、不適切と認めたときは不承認通知書（様式第4号）により、申請をしたもの（以下「申請者」という。）へ通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査において、必要に応じて、当該申請を行った団体等について、活動内容のヒアリング、情報収集等を行うことができるものとする。

3 区長は、第1項の後援名義使用等の承認にあたっては、必要な条件を附して承認することができる。

(承認の取消し)

第6条 前条の規定により後援名義使用の承認の決定を受けたものについて、当該決定後に第4条の書類等に記載した事項に変更が生じた場合は、書面をもって届け出なければならない。

2 区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による後援承認を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する申込みに虚偽又は不正があったとき。

(2) 第2条に規定する承認の基準を満たさないことが判明したとき。

(3) 第5条第3項の条件に違反したとき。

(4) 前項の届出がなされなかったとき。

(5) 前第4号に掲げるもののほか、区長が公益上の理由により使用を不適當と認めたとき。

3 区長は、前項の規定によりその承認を取り消したときは、承認取消書(様式第5号)により申請者に通知する。

(事業報告)

第7条 申請者は、事業が終了したときは、ただちに次に掲げる書類をもって区長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第6号)

(2) 事業報告・収支決算書(様式第7号)

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成10年9月21日から適用する。

付 則(19足総総発第3390号 平成20年3月26日総務部長決定)

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則(23足総総発第670号 平成23年5月31日 総務部長決定)

この要綱は、決定の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

付 則(4足総総発第5131号 令和5年2月10日 総務部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則(7足総総発第528号 令和7年5月7日 総務部長決定)

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日(以下「決定日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の足立区後援名義使用に係る承認要綱の規定は、決定日以後に申請のあった後援名義使用の承認について適用し、決定日前に申請のあった後援名義使用の承認については、なお従前の例による。